

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 6 月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
A社B事業所に勤務し、健康保険証をもらった記憶があるので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人がA社B事業所に勤務していたことが推認できるものの勤務期間は特定できない。

また、オンライン記録により申立期間にA社B事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚9人に照会したところ、そのうち7人は採用時期と厚生年金保険の資格取得の時期が異なっており、採用から資格取得までの期間が、短い者で1年、長い者で8年かかったと述べていることから、当時の事業主は勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、後継事業所であるA社C支店に照会したところ、「当時の担当者もおらず、B事業所の資料も残っていないため不明。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いほか、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、A社B事業所における申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康

保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月 8 日から同年 2 月 8 日まで
② 昭和 50 年 7 月 30 日から同年 8 月 30 日まで
③ 昭和 52 年 3 月 30 日から同年 4 月 2 日まで

船員保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。

船員手帳に雇用期間が記載されており、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 船舶所有者のA氏に係る申立期間①について、申立人が所持する船員手帳によると、B丸に係る雇入年月日は昭和 50 年 1 月 8 日、また、雇止年月日は 50 年 3 月 30 日（漁期終了）と記載され、それぞれ、C町の公認印が押されていることが確認できる。

しかし、事業主は既に死亡していることから、事業主の親族に照会したところ、「当時の関係資料は保存していない。」との回答を得ており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び船員保険の加入状況について確認することができない。

また、船舶所有者別被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 50 年 2 月 8 日に船員保険の資格を取得した者に照会したところ、「通常 1 月から 3 月の漁は 7、8 人で操業する。しかし、申立期間①当時の船員手帳が無く、乗船期間と船員保険の加入期間がどのようになっていたかは不明。」との供述を得ており、同名簿によると、同年 1 月に資格を取得している者が 4 人確認できる一方、申立人と同日に資格を取得している者も 4 人確認できることから、船舶所有者は、乗船していた者を一律に船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、船舶所有者別被保険者名簿によると、申立人の船員保険被保険者期間は、昭和 50 年 2 月 8 日から同年 3 月 30 日までの期間となっており、申立期間①については、同名簿では申立人の船員保険の加入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①の期間は国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳によると、B丸に係る雇入年月日は昭和 50 年 4 月 3 日、また、雇止年月日は 50 年 8 月 30 日(漁期終了)と記載され、それぞれ、C町の公認印が押されていることが確認できる。

しかし、事業主は既に死亡していることから、事業主の親族に照会したところ、「当時の関係資料は保存していない。」との回答を得ており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び船員保険の加入状況について確認することができない。

また、船舶所有者別被保険者名簿によると、昭和 50 年 4 月 3 日に船員保険の資格を取得した者は申立人のほか 3 人いるが、いずれも同年 6 月 28 日までに資格を喪失しており、このうち連絡先の判明した者に照会したところ、「申立人と一緒に 7 月 30 日まで同じ船に乗っていた。」との供述を得たものの、申立期間②における船員保険料の控除をうかがわせる供述は得られないほか、同名簿によると、船舶所有者のA氏は 50 年 7 月 30 日に船員保険の適用事業所でなくなり、同年 9 月 6 日に再度適用事業所となっており、申立期間②の期間は、適用事業所に該当していないことが確認できる。

さらに、船舶所有者別被保険者名簿によると、申立人の船員保険被保険者期間は、昭和 50 年 4 月 3 日から同年 7 月 30 日までの期間となっており、申立期間②については、同名簿では申立人の船員保険の加入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②の期間は国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 3 船舶所有者のD氏に係る申立期間③について、申立人が所持する船員手帳によると、B丸に係る雇入年月日は昭和 52 年 2 月 1 日、また、雇止年月日は 52 年 6 月 29 日(漁期終了)と記載され、それぞれ、C町の公認印が押されていることが確認できる。

しかし、入院中により、当時の事業主から供述を得ることができないことから、事業主の親族に照会したところ、「当時の関係資料は保存していない。」との回答を得ており、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び船員保険の加入状況について確認することができない。

また、船舶所有者別被保険者名簿によると、昭和 52 年 3 月 30 日に船員保険の資格を喪失し、同年 4 月 2 日に再度資格を取得している者は申立人のほ

か4人おり、このうち連絡先の判明した二人に照会したところ、一人は、船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日は申立人と同じ日付けであるとしているほか、「船員保険がどのように掛けられていたかは分からないが、3月に一度保険が切れているのは一度船から下りたからなのかもしれない。」との供述を得ており、もう一人も、当時の船員手帳を所持していないものの、「3月に一度下船し、4月にあらためて乗船した。」との供述を得ている上、同名簿によると、船舶所有者のD氏は52年3月30日に船員保険の適用事業所でなくなり、同年4月3日に再度適用事業所となっており、申立期間③の期間は、適用事業所に該当していないことが確認できる。

さらに、船舶所有者別被保険者名簿によると、申立人の船員保険被保険者期間は、昭和52年2月1日から同年3月30日までの期間及び同年4月2日から同年6月29日までの期間となっており、申立期間③については、同名簿では申立人の船員保険の加入記録は確認できない。

4 すべての申立期間について、船員保険の資格取得及び資格喪失届出を代行していた漁業協同組合に申立人の台帳が保管されていたが、同台帳に記載された資格取得日及び資格喪失日は、社会保険事務所の記録とすべて一致していることが確認できる。

また、すべての申立期間について、申立人が船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、A氏及びD氏においても、船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日と船員保険の加入期間が一致していない被保険者が申立人のほかにも複数おり、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を各事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月から 38 年 2 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社に石炭生産の坑内労働者として勤務していたが、当時の同僚は厚生年金保険に加入しており、また、事業所から貰った健康保険証を病院で使用した記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から、申立人が、A社において勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない。

また、オンライン記録によると、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の中には、申立期間において、A社での厚生年金保険被保険者記録が無い者が複数いるほか、申立期間当時、同社の被保険者として確認できる複数の者に照会したところ、「当時は、正社員、請負、臨時等 100 名位が勤務していた。」、「A社で勤務していたすべての者が厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨の供述を得ており、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社は昭和 45 年 2 月 28 日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、元事業主の親族に照会したところ、「当時の関係資料は残っていない。」との回答を得ており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿

において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 3 日から 33 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務しており、当時の労働契約書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社本社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は申立期間にA社B工場に勤務していたことが確認できるほか、申立人が提出した申立期間の一部に係る労働契約書によると、「健康保険法、厚生年金保険法並びに失業保険法の定めるところに従い被保険者の資格を取得せしめる」との記載が確認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた当時の同僚4人に照会したところ、3人から回答があり、いずれも、入社は昭和 31 年 4 月であるとの回答を得ているところ、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、いずれの者も厚生年金保険の資格取得日は申立人と同日の 33 年 7 月 1 日であることが確認でき、このうちの一人からは、「私は申立期間当時、臨時社員であり、臨時社員の期間は厚生年金保険に加入しておらず、他の臨時社員も皆同じ扱いだっただと思う。」との供述を得ているほか、その他の者からも同様の供述を得ており、申立人も 33 年 3 月 31 日までは臨時社員であったと供述していることから、臨時社員の間は厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる上、申立人及び上記3人は、正社員となったと供述している時期から2か月又は3か月後に厚生年金保険の資格を取得している

ことから、当時の事業主は、正社員となった者をすぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、申立人が提出した労働契約書において臨時社員の細部条項等を定めたとする「臨時従業員就業規則」は既に廃棄されており、臨時社員に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、A社本社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び上記3人の「資格取得年月日」欄には昭和31年4月3日又は同年5月1日と記載されていることが確認でき、同社に照会したところ、「名簿の記載内容について説明できる者がおらず記載趣旨は不明である。」との回答を得ているところ、同社は組合管掌健康保険加入事業所であることから、上記の状況を踏まえると、申立期間は健康保険のみの加入であったことが推認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 21 日から同年 7 月 11 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社に平成 17 年 6 月 21 日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、B社（現在は、C社）に統合され、既に適用事業所に該当しなくなっていることから、C社に照会したところ、「申立人は、平成 17 年 6 月 21 日から 20 年 4 月 11 日までアルバイトとして勤務していた。当社に保管されている書類によると、申立人の厚生年金保険の資格取得届は平成 17 年 7 月 11 日、資格喪失届は 20 年 4 月 11 日となっている。給与締日が毎月 10 日であり、入社日によっては手取り給与が少額となるため、当時、経理事務を担当していた者によると、申立人に通知し、平成 17 年 6 月分の厚生年金保険料を給与から控除しておらず、申立期間は厚生年金保険に加入させていなかったとのことである。」との回答を得ている。

また、申立人が提出した平成 17 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、おおむねオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額に相当する金額となっていることが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の書類も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。